

○国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のためのガイドライン

令和8年5月28日
研究担当副学長決定

国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のためのガイドライン

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のための基本方針について（令和5年3月23日学長決定）、国立大学法人筑波大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に関する規則（令和5年3月23日法人規則第30号、以下「規則」という。）及び研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保のための具体的な対応について（令和5年5月29日研究担当副学長決定）に基づき、研究インテグリティ・研究セキュリティを確保した国際的に信頼性の高い研究を推進して学問の自由を保障するために、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の研究者等が遵守すべき事項を取りまとめたものである。なお本ガイドラインは、本学におけるすべての研究活動を対象とする。

(定義)

- 2 この心得における用語の定義は、「研究インテグリティ」、「研究セキュリティ」及び「研究者等」は、規則第2条に定めるところを再掲し、「研究資料等」は本項第4号の定めるところによる。
 - (1) 研究インテグリティ 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。
 - (2) 研究セキュリティ 経済的・戦略的なリスクや国家的・国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動をいう。
 - (3) 研究者等 法人に雇用されて研究活動に従事している者並びに法人の施設及び設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。
 - (4) 研究資料等 論文（博士論文、修士論文、及び卒業論文を含む。）や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料である文書、数値データ及び画像等をいい、実験ノートや試料及びその製法、その他のノウハウを含む。ただし、すでに公開されており、一般に入手可能な資料については、この限りでない。

(研究者等の研究の透明性確保と説明責任)

- 3 研究者等は、研究活動の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティ・研究セキュリティの確保の重要性を認識し、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。研究者等は、相互に、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保の意識を高めることに努めなければならない。

(研究者等の法令等遵守義務)

- 4 研究者等は、研究インテグリティ・研究セキュリティを確保するため、本学が進める利益相反・輸出管理マネジメント、研究公正の取組、情報マネジメント、研修、その他の活動に誠実に取り組み、法令及び規則等を遵守しなければならない。

(研究者等の個人的な利益の報告義務)

- 5 研究者等は、定められた規準の兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて、外国を含む企業等外部機関からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受け入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは、金額にかかわらず、利益相反事案として定められた手続きを取らなければならない。

(研究者等による外国の組織等との交流等に伴う手続きの遵守)

- 6 研究者等は、外国の組織等との国際交流、共同研究等を実施する場合、相手となる組織及びその構成員について情報を把握し、実際に事業を開始しようとする際には、輸出管理事案又は研究インテグリティ・研究セキュリティ事案となるおそれのあるものについては、それぞれ定められた手続きを経て行わなければならない。

(研究者等による貨物の輸出又は技術提供に伴う手続きの遵守)

- 7 研究者等は、輸出管理のリスト規制又はキャッチオール規制に該当するおそれのある貨物の輸出又は技術の提供若しくはそれに該当しない場合であって重要技術でありながら公知となっていない技術を提供する場合には、輸出管理事案又は研究インテグリティ・研究セキュリティ事案としてそれぞれ定められた手続きを経て行わなければならない。

(研究者等の研究資料等の保護管理義務)

- 8 研究者等は、本学の施設・設備等を用いて行う研究によって得られた研究資料等を、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則(令和4年3月24日法人規則第17号)における個人情報と同様のものとみなして取り扱うこととし、関連する法律・規則に従うとともに、漏洩・紛失等がないように保護管理し、かつ第三者への提供は慎重に行わなければならない。

(研究室の研究資料等の管理)

- 9 研究者等が本学の施設・設備等を用いて行う研究によって得られた研究資料等は、本学に帰属するものとし、公知とするための場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また研究室の管理責任者及び所属する研究組織の長は、公知とするための場合を除き、研究資料等を持ち出させてはならない。

(研究者等の研究発表における注意義務)

- 10 研究者等は、輸出管理のリスト規制又はキャッチオール規制に該当するおそれのある技術、もしくは、それらに該当しない場合であって重要技術でありながら公知となっていない技術を用いた研究成果を国内外の学会、研究会等（学位論文発表会を含む。）で発表する場合には、研究セキュリティのリスクが生じないようにする措置を講じなければならない。

(研究者等の外国渡航の際の研究資料等の取り扱い)

- 11 研究者等は、外国、特に経済産業省の外国ユーザーリストに掲載されている団体のある国・地域に渡航する際には、輸出管理のリスト規制又はキャッチオール規制に該当するおそれのある貨物又は技術、もしくは、それらに該当しない場合であって重要技術でありながら公知となっていない技術に係る研究資料等、及び、それらの技術を用いた設備・機器等の物品、並びに、それらの技術及び個人情報情報を保存したパーソナルコンピュータ、スマートフォン、及びその他のデジタル機器を定められた手続きを経ずに携帯してはならない。

(研究者等の事前連絡の義務)

- 12 研究者等は、研究インテグリティ・研究セキュリティに係るリスクを生じ得る事案が生じたときには、輸出管理事案及び利益相反事案として定められた手続きを取るものを除き、速やかに研究推進部研究企画課研究公正係に連絡をしなければならない。特に、当該事案が経済産業省の外国ユーザーリストに掲載されている団体等に関係する場合は、直ちに研究推進部研究企画課研究公正係に連絡をしなければならない。

(懲戒)

- 13 研究者等が研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のための本学からの指示に従わない場合又は故意又は重大な過失によって研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に係るインシデントを発生させた場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがある。

附 記

この決定は、令和8年5月28日から実施し、この決定による改正後の国立大学法人筑波

大学における研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のためのガイドラインの規定は、同年4月1日から適用する。